

## 申請に対する処分の審査基準（行政手続条例）

担当部署:総務部市政情報課 No.001

|           |                                                                                                                                                                                                                |
|-----------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 処 分 名     | 市が保有する情報の公開請求に対する処分                                                                                                                                                                                            |
| 処 分 の 概 要 | 市が保有する情報の公開請求に対し、公開の可否等の決定及びその旨を通知し、情報の交付等をします。                                                                                                                                                                |
| 根拠条例等・条項  | 春日部市情報公開条例（平成 17 年条例第 16 号）第 5 条、第 6 条、第 7 条、第 8 条、第 12 条                                                                                                                                                      |
| 審 査 基 準   | <p>◎何人も、実施機関に対し、当該実施機関等が保有する情報の公開を請求することができます。請求に対しては、本条例第 6 条の規定により、全部公開または部分公開等を決定し、その旨を通知します。</p> <p>本処分については、別添を審査基準とします。ただし、審査基準とあわせて、「当該情報の公開に伴う社会的公益性」も考慮し、最終的に処分を決定します。</p>                            |
| 標準処理期間    | 14 日(請求に対する公開決定等を行う期限)                                                                                                                                                                                         |
| 設 定 年 月 日 | 平成 17 年 10 月 1 日（最終改正：令和 5 年 3 月 16 日）                                                                                                                                                                         |
| 請 求 時 期   | 随時                                                                                                                                                                                                             |
| 請 求 方 法   | 本庁舎 3 階市政情報課窓口、支所 2 階総務担当へ請求書の提出<br>※市政情報課あて郵送、ファックス、電子申請による請求も可能。                                                                                                                                             |
| 備 考       | ホームページのリンク先<br><a href="https://www.city.kasukabe.lg.jp/shiseijoho/johokokai_kojinjoho/johokokai_seido/8244.html">https://www.city.kasukabe.lg.jp/shiseijoho/johokokai_kojinjoho/johokokai_seido/8244.html</a> |

■春日部市情報公開条例

(情報の公開を請求できるもの)

第5条 何人も、この条例の定めるところにより、実施機関に対し、当該実施機関等が保有する情報の公開を請求すること（以下「公開請求」という。）ができる。

(非公開情報)

第6条 実施機関は、公開請求に係る情報に次の各号のいずれかに該当する情報（以下「非公開情報」という。）が記録されている場合を除き、公開請求をしたもの（以下「請求者」という。）に対し、当該情報を公開しなければならない。

(1) 法令（法律、法律に基づく命令（告示を含む。）及び条例をいう。以下同じ。）の定めるところにより、公開することができないとされている情報

(2) 個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画若しくは電磁的記録に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項をいう。）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む）又は特定の個人を識別できないが、公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア 法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報

イ 人の生命、身体、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報

ウ 当該個人が公務員等（国家公務員法（昭和22年法律第120号）第2条第1項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第4項に規定する行政執行法人の役員及び職員を除く。）、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号）第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）の役員及び職員、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第2条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）の役員及び職員をいう。）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職、氏名及び当該職務遂行の内容に係る部分

エ 当該個人が実施機関が行う事務又は事業で予算の執行を伴うものの相手方である場合において、当該情報がこの条例の目的に即

し公にすることが特に必要であると認められる情報であるときは、当該情報のうち、当該相手方の役職、氏名及び当該予算執行の内容に係る部分

オ 当該個人が指定管理業務に従事する者（当該指定管理者の役員及び職員に限る。）である場合において、当該情報が指定管理業務の執行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該従事する者の職、氏名及び当該指定管理業務の執行の内容に係る部分

(3) 法人その他の団体（国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下「法人等」という。）に関する情報（指定管理者の情報にあっては、指定管理業務に係る情報を除く。）又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公開することにより当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア 事業活動によって生じ、又は生じるおそれのある危害から人の生命、身体、健康、生活又は財産を保護するため、公開することが必要と認められる情報

イ 市民の生活に影響を及ぼす法人等の違法又は著しく不当な行為に関する情報であって、公開することが必要と認められるもの

ウ ア又はイに掲げる情報に準ずる情報であって、公開することが公益上必要と認められるもの

(4) 市の機関内部若しくは機関相互又は市の機関と国等（国、独立行政法人等、他の地方公共団体及び地方独立行政法人又は公共的団体等及び指定管理者をいう。以下同じ。）の機関との間における審議、検討、協議、調査研究等に関する情報であって、公開することにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に市民等の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に利益若しくは不利益を及ぼすおそれがあると認められるもの

(5) 市の機関又は国等の機関が行う事務事業及び指定管理業務に関する情報であって、公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務事業の性質上、当該事務事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められるもの

ア 監査、検査、取締り又は試験に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ

イ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、市の機関又は国等の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ

ウ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ

エ 人事管理に係る事務に関し、その公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ

オ 市の機関若しくは独立行政法人等、他の地方公共団体が経営する企業又は地方独立行政法人に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ

(6) 人の生命、身体、財産等の保護、犯罪の捜査及び予防その他の公共の安全と秩序の維持のため、公開しないことが必要であると認められる情報

(7) 個人又は法人等が、実施機関等の要請を受けて、公にしないとの条件で任意に提供された情報であって、通例として公にしないこととされているものその他公にしないという条件を付すことが当該情報の性質、提供された当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア 事業活動によって生じ、又は生ずるおそれのある危害から人の生命、身体、健康、生活又は財産を保護するため、公開することが必要と認められる情報

イ 市民の生活に影響を及ぼす法人等の違法な、又は著しく不当な行為に関する情報であって、公開することが必要と認められる情報

(公益上の理由による裁量的公開)

第7条 実施機関は、公開請求に係る情報に前条の非公開情報（同条第1号に該当する情報を除く。）が記録されている場合であっても、同条の規定により非公開として保護されている利益に優先する公益上の理由があると認めるときは、同条の規定にかかわらず、請求者に対し、当該情報を公開することができる。

2 前項の場合において、実施機関はその旨を速やかに春日部市情報公開・個人情報保護審議会（以下「審議会」という。）に報告しなければならない。

(存否に関する情報)

第8条 公開請求に対し、当該公開請求に係る情報が存在しているか否かを答えるだけで、非公開情報を公開することとなるときは、実施機関は、当該情報の存否を明らかにしないで、当該公開請求を拒否することができる。

2 実施機関は、前項の規定により公開請求を拒否したときは、その旨を速やかに審議会に報告しなければならない。この場合において、審議会は、当該実施機関に対し、意見を述べることができる。

(公開の決定)

第12条 実施機関は、第10条第1項の規定による請求があったときは、当該請求があった日から14日以内に当該請求に係る情報を公開する旨の決定又は公開しない旨の決定（以下「公開決定等」という。）をし、速やかに請求者に対し、当該決定の内容を書面により通知しな

なければならない。ただし、同条第3項の規定により、補正を求めた場合においては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

- 2 実施機関は、公開請求に係る情報の全部を公開しないとき（第8条第1項の規定により公開請求を拒否するとき、及び公開請求に係る情報を保有していないときを含む。）は、公開しない旨の決定をし、請求者に対し、その内容を書面により通知しなければならない。
- 3 前項の場合において、情報を公開しない決定又は第9条第1項に規定する部分公開をする決定をしたときは、その理由を併せて通知しなければならない。この場合において、当該情報が当該決定をした日から1年以内にその全部又は一部を公開することができるようになることが明らかであるときは、その期日を付記しなければならない。
- 4 第1項の規定にかかわらず、実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を30日以内に限り延長することができる。この場合において、実施機関は、請求者に対し、速やかに延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

## 申請に対する処分の審査基準（行政手続条例）

担当部署:総務部市政情報課 No.002

|           |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |
|-----------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 処 分 名     | 保有個人情報の閲覧、写しの交付請求に対する処分                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |
| 処 分 の 概 要 | 市が保有する保有個人情報の開示請求に対し、開示の可否等の決定及びその旨を通知し、情報の交付等をします。                                                                                                                                                                                                                                                                        |
| 根拠条例等・条項  | 個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）第 76 条、第 78 条、第 79 条、第 80 条、第 81 条、第 82 条、第 83 条<br>個人情報の保護に関する法律施行条例（令和 4 年条例第 17 号）第 7 条                                                                                                                                                                                                   |
| 審 査 基 準   | <p>◎何人も、個人情報の保護に関する法律の定めるところにより、行政機関の長等に対し、当該行政機関の長等の属する行政機関等の保有する自己を本人とする保有個人情報の開示を請求することができます。請求に対しては、個人情報の保護に関する法律第 78 条第 1 項各号の基準により、全部開示または部分開示等を決定し、その旨を通知します。</p> <p>本処分については、別添を審査基準とします。ただし、審査基準とあわせて、「個人の権利利益を保護するため特に必要があると認める」事情や個人情報保護委員会によるガイドライン等も考慮し、最終的に処分を決定します。</p> <p>※請求・開示時に、本人確認書類等を提示していただきます。</p> |
| 標準処理期間    | 14 日(請求に対する開示決定等を行う期限)                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |
| 設 定 年 月 日 | 令和 4 年 12 月 16 日                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |
| 請 求 時 期   | 随時                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |
| 請 求 方 法   | 本庁舎 3 階市政情報課窓口、支所 2 階総務担当へ請求書の提出                                                                                                                                                                                                                                                                                           |
| 備 考       | ホームページのリンク先<br><a href="https://www.city.kasukabe.lg.jp/shiseijoho/johokokai_kojinjoho/8242.html">https://www.city.kasukabe.lg.jp/shiseijoho/johokokai_kojinjoho/8242.html</a>                                                                                                                                             |

■個人情報の保護に関する法律

(開示請求権)

第 76 条 何人も、この法律の定めるところにより、行政機関の長等に対し、当該行政機関の長等の属する行政機関等の保有する自己を本人とする保有個人情報の開示を請求することができる。

2 未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人（以下この節において「代理人」と総称する。）は、本人に代わって前項の規定による開示の請求（以下この節及び第二百二十七条において「開示請求」という。）をすることができる。

(保有個人情報の開示義務)

第 78 条 何人も行政機関の長等は、開示請求があったときは、開示請求に係る保有個人情報に次の各号に掲げる情報（以下この節において「不開示情報」という。）のいずれかが含まれている場合を除き、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示しなければならない。

一 開示請求者（第七十六条第二項の規定により代理人が本人に代わって開示請求をする場合にあっては、当該本人をいう。次号及び第三号、次条第二項並びに第八十六条第一項において同じ。）の生命、健康、生活又は財産を害するおそれがある情報

二 開示請求者以外の個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）若しくは個人識別符号が含まれるもの又は開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

イ 法令の規定により又は慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報

ロ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報

ハ 当該個人が公務員等（国家公務員法（昭和二十二年法律第二百十号）第二条第一項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法第二条第四項に規定する行政執行法人の職員を除く。）、独立行政法人等の職員、地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二条に規定する地方公務員及び地方独立行政法人の職員をいう。）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分

三 法人その他の団体（国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下この号において「法人等」という。）に

関する情報又は開示請求者以外の事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、次に掲げるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報を除く。

イ 開示することにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの

ロ 行政機関等の要請を受けて、開示しないとの条件で任意に提供されたものであって、法人等又は個人における通例として開示しないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの

四 行政機関の長が第八十二条各項の決定（以下この節において「開示決定等」という。）をする場合において、開示することにより、国の安全が害されるおそれ、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国若しくは国際機関との交渉上不利益を被るおそれがあると当該行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある情報

五 行政機関の長又は地方公共団体の機関（都道府県の機関に限る。）が開示決定等をする場合において、開示することにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると当該行政機関の長又は地方公共団体の機関が認めることにつき相当の理由がある情報

六 国の機関、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、開示することにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの

七 国の機関、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であって、開示することにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの

イ 独立行政法人等、地方公共団体の機関又は地方独立行政法人が開示決定等をする場合において、国の安全が害されるおそれ、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国若しくは国際機関との交渉上不利益を被るおそれ

ロ 独立行政法人等、地方公共団体の機関（都道府県の機関を除く。）又は地方独立行政法人が開示決定等をする場合において、犯罪の予防、鎮圧又は捜査その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれ

ハ 監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ

ニ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、国、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ

ホ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ

ヘ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ

ト 独立行政法人等、地方公共団体が経営する企業又は地方独立行政法人に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ

2 地方公共団体の機関又は地方独立行政法人についての前項の規定の適用については、同項中「掲げる情報（」とあるのは、「掲げる情報（情報公開条例の規定により開示することとされている情報として条例で定めるものを除く。）又は行政機関情報公開法第五条に規定する不開示情報に準ずる情報であって情報公開条例において開示しないこととされているもののうち当該情報公開条例との整合性を確保するために不開示とする必要があるものとして条例で定めるもの（」とする。

（部分開示）

第 79 条 行政機関の長等は、開示請求に係る保有個人情報に不開示情報が含まれている場合において、不開示情報に該当する部分を容易に区分して除くことができるときは、開示請求者に対し、当該部分を除いた部分につき開示しなければならない。

2 開示請求に係る保有個人情報に前条第一項第二号の情報（開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものに限る。）が含まれている場合において、当該情報のうち、氏名、生年月日その他の開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなる記述等及び個人識別符号の部分を除くことにより、開示しても、開示請求者以外の個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるときは、当該部分を除いた部分は、同号の情報に含まれないものとみなして、前項の規定を適用する。

（裁量的開示）

第 80 条 行政機関の長等は、開示請求に係る保有個人情報に不開示情報が含まれている場合であっても、個人の権利利益を保護するため特に必要があると認めるときは、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示することができる。

（保有個人情報の存否に関する情報）

第 81 条 開示請求に対し、当該開示請求に係る保有個人情報が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるときは、行政機関の長等は、当該保有個人情報の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。

(開示請求に対する措置)

第 82 条 行政機関の長等は、開示請求に係る保有個人情報の全部又は一部を開示するときは、その旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨、開示する保有個人情報の利用目的及び開示の実施に関し政令で定める事項を書面により通知しなければならない。ただし、第六十二条第二号又は第三号に該当する場合における当該利用目的については、この限りでない。

2 行政機関の長等は、開示請求に係る保有個人情報の全部を開示しないとき（前条の規定により開示請求を拒否するとき、及び開示請求に係る保有個人情報を保有していないときを含む。）は、開示をしない旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

(開示決定等の期限)

第 83 条 開示決定等は、開示請求があった日から三十日以内にしなければならない。ただし、第七十七条第三項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、行政機関の長等は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を三十日以内に限り延長することができる。この場合において、行政機関の長等は、開示請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

#### ■個人情報の保護に関する法律施行条例

(開示決定等の期限)

第 7 条 開示決定等は、開示請求があった日から 14 日以内にしなければならない。ただし、法第 77 条第 3 項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を 30 日以内に限り延長することができる。この場合において、実施機関は、開示請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

## 申請に対する処分の審査基準（行政手続条例）

担当部署:総務部市政情報課 No.003

|           |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |
|-----------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 処 分 名     | 保有個人情報の訂正、利用停止の請求に対する処分                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |
| 処 分 の 概 要 | 市が保有する保有個人情報の訂正、利用停止の請求に対し、その可否等の決定及びその旨を通知し、訂正、利用停止をします。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |
| 根拠条例等・条項  | 個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）第 90 条、第 92 条、第 93 条、第 94 条、第 98 条、第 100 条、第 101 条、第 102 条<br>個人情報の保護に関する法律施行条例第 9 条、第 10 条                                                                                                                                                                                                                                                                   |
| 審 査 基 準   | <p>◎何人も、自己を本人とする保有個人情報の内容が事実でないと思料するときは、個人情報の保護に関する法律の定めるところにより、当該保有個人情報を保有する行政機関の長等に対し、当該保有個人情報の訂正（追加又は削除を含む）を請求することができます。請求に対しては、訂正等を決定し、その旨を通知します。</p> <p>また、何人も、自己を本人とする保有個人情報について、この法律の定めるところにより、当該保有個人情報の利用の停止、消去又は提供の停止を請求することができます。請求に対しては、利用停止等を決定し、その旨を通知します。</p> <p>本処分については、別添を審査基準とします。ただし、審査基準とあわせて、個人情報保護委員会によるガイドライン等も考慮し、最終的に処分を決定します。</p> <p>※請求時に、本人確認書類を提示していただきます。</p> |
| 標準処理期間    | 14 日(請求に対する訂正決定等を行う期限)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |
| 設 定 年 月 日 | 令和 4 年 12 月 16 日                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |
| 請 求 時 期   | 随時                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |
| 請 求 方 法   | 本庁舎 3 階市政情報課窓口、支所 2 階総務担当へ請求書の提出                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |
| 備 考       | <p>ホームページのリンク先</p> <p><a href="https://www.city.kasukabe.lg.jp/shiseijoho/johokokai_kojinjoho/8242.html">https://www.city.kasukabe.lg.jp/shiseijoho/johokokai_kojinjoho/8242.html</a></p>                                                                                                                                                                                                   |

根拠条例及び  
関係例規等の抜粋

■個人情報の保護に関する法律

(訂正請求権)

第 90 条 何人も、自己を本人とする保有個人情報（次に掲げるものに限る。第九十八条第一項において同じ。）の内容が事実でないと思料するときは、この法律の定めるところにより、当該保有個人情報を保有する行政機関の長等に対し、当該保有個人情報の訂正（追加又は削除を含む。以下この節において同じ。）を請求することができる。ただし、当該保有個人情報の訂正に関して他の法令の規定により特別の手続が定められているときは、この限りでない。

一 開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報

二 開示決定に係る保有個人情報であって、第八十八条第一項の他の法令の規定により開示を受けたもの

2 代理人は、本人に代わって前項の規定による訂正の請求（以下この節及び第二百二十七条において「訂正請求」という。）をすることができる。

3 訂正請求は、保有個人情報の開示を受けた日から九十日以内にしなければならない。

(保有個人情報の訂正義務)

第 92 条 行政機関の長等は、訂正請求があった場合において、当該訂正請求に理由があると認めるときは、当該訂正請求に係る保有個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、当該保有個人情報の訂正をしなければならない。

(訂正請求に対する措置)

第 93 条 行政機関の長等は、訂正請求に係る保有個人情報の訂正をするときは、その旨の決定をし、訂正請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

2 行政機関の長等は、訂正請求に係る保有個人情報の訂正をしないときは、その旨の決定をし、訂正請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

(訂正決定等の期限)

第 94 条 前条各項の決定（以下この節において「訂正決定等」という。）は、訂正請求があった日から三十日以内にしなければならない。ただし、第九十一条第三項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、行政機関の長等は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を三十日以内に限り延長することができる。この場合において、行政機関の長等は、訂正請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

(利用停止請求権)

第 98 条 何人も、自己を本人とする保有個人情報に次の各号のいずれかに該当すると思料するときは、この法律の定めるところにより、当該保有個人情報を保有する行政機関の長等に対し、当該各号に定める措置を請求することができる。ただし、当該保有個人情報の利用の停止、消去又は提供の停止（以下この節において「利用停止」という。）に関して他の法令の規定により特別の手續が定められているときは、この限りでない。

一 第六十一条第二項の規定に違反して保有されているとき、第六十三条の規定に違反して取り扱われているとき、第六十四条の規定に違反して取得されたものであるとき、又は第六十九条第一項及び第二項の規定に違反して利用されているとき 当該保有個人情報の利用の停止又は消去

二 第六十九条第一項及び第二項又は第七十一条第一項の規定に違反して提供されているとき 当該保有個人情報の提供の停止

2 代理人は、本人に代わって前項の規定による利用停止の請求（以下この節及び第二百二十七条において「利用停止請求」という。）をすることができる。

3 利用停止請求は、保有個人情報の開示を受けた日から九十日以内にしなければならない。

（保有個人情報の利用停止義務）

第 100 条 行政機関の長等は、利用停止請求があった場合において、当該利用停止請求に理由があると認めるときは、当該行政機関の長等の属する行政機関等における個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な限度で、当該利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止をしなければならない。ただし、当該保有個人情報の利用停止をすることにより、当該保有個人情報の利用目的に係る事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められるときは、この限りでない。

（利用停止請求に対する措置）

第 101 条 行政機関の長等は、利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止をするときは、その旨の決定をし、利用停止請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

2 行政機関の長等は、利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止をしないときは、その旨の決定をし、利用停止請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

（利用停止決定等の期限）

第 102 条 前条各項の決定（以下この節において「利用停止決定等」という。）は、利用停止請求があった日から三十日以内にしなければならない。ただし、第九十九条第三項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、行政機関の長等は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を三十日以内に限り延長することができる。この場合において、行政機関の長等は、利用停止請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

■個人情報の保護に関する法律施行条例

(訂正決定等の期限)

第9条 訂正決定等は、訂正請求があった日から14日以内にしなければならない。ただし、法第91条第3項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を30日以内に限り延長することができる。この場合において、実施機関は、訂正請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

(利用停止決定等の期限)

第10条 利用停止決定等は、利用停止請求があった日から14日以内にしなければならない。ただし、法第99条第3項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を30日以内に限り延長することができる。この場合において、実施機関は、利用停止請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。